

No. 3-2

制 度 名	農産園芸共同利用施設整備事業費補助 (国：水田麦・大豆産地生産性向上事業)	主管課名	産地振興課 農産・特産振興 G																											
		問合せ先	029-301-3921																											
目的・趣旨	産地の水田における麦・大豆生産に係る将来像を踏まえ、団地化の推進や新たな営農技術の導入等を通じ、生産上の課題解決に向けた取組を総合的に支援することにより、収量・品質の高位安定化、生産コストの低減を図り、麦・大豆の需要に応じた生産拡大と収益性・生産性の向上を実現する。																													
<p>[対象団体] 市町村、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等</p> <p>[採択要件等] ・本事業の取組にあたっては、団地化の推進を実施すること。 ・受益地において、当年産主食用米の作付面積が前年より減少していること。</p> <p>[対象事業・対象経費] (1) 水田における麦・大豆の団地化推進 麦・大豆の作付けの団地化の取組にあたり、地域での話し合い等に必要となる経費を補助する。 (2) 水田における麦・大豆の先進的な営農技術の導入 各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向け、先進的な営農技術を導入する取組に対して補助する。(湿害対策技術、効率的播種技術、土壌診断に基づく土づくり、需要に応じた新品種の導入等) (3) 水田における麦・大豆の生産性向上に向けた機械・施設の導入等 麦・大豆の生産性の向上及び事業の成果目標の達成に必要な機械・施設の導入、リース導入、又は改良に要する経費を補助する。 (4) 水田における麦・大豆の生産性向上の推進 本事業の実施に係る県及び市町村の事務に要する経費について補助する。</p> <p>[補助率・補助限度額] (1) 団地化推進：定額（50ha 未満：500 千円、50ha 以上 150ha 未満：1,000 千円、150ha 以上：1,500 千円） (2) 先進的な営農技術の導入：定額（合計 15,000 円/10a 以内） (3) 機械・施設の導入等：1/2 以内（50 万円以上 5,000 万円未満） (4) 推進事務費：1/2 以内（(2)の事業費の 10%以内）</p> <p>[経費負担割合]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○団地化推進</td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○先進的な営農技術の導入</td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○機械・施設の導入等</td> <td>1/2 以内</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>○推進事務費</td> <td>1/2 以内</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>[4 年度当初予算額] 21,628 千円</p> <p>[4 年度補助対象団体] 令和 4 年 4 月頃決定</p> <p>[備考]</p>						区 分	国	県	市町村	その他	○団地化推進	定額	—	—	—	○先進的な営農技術の導入	定額	—	—	—	○機械・施設の導入等	1/2 以内	—	—	—	○推進事務費	1/2 以内	—	—	—
区 分	国	県	市町村	その他																										
○団地化推進	定額	—	—	—																										
○先進的な営農技術の導入	定額	—	—	—																										
○機械・施設の導入等	1/2 以内	—	—	—																										
○推進事務費	1/2 以内	—	—	—																										